

2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 プ リ ン ト ネ ッ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 小田原 洋一
(コード番号：7805 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 小田原 一誠
(TEL. 050-3734-6495)

**従業員向け株式報酬制度の導入に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、従業員向け株式報酬制度の導入に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 5 月 30 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 250,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 638 円
(4) 処 分 総 額	159,500,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024 年 12 月 13 日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、従業員のエンゲージメント向上及び当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向け株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

本制度の概要につきましては、2024 年 12 月 13 日付「従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものです。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、従業員の信託

期間中の職位等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年2月28日現在の発行済株式総数5,460,400株に対し4.58%（2025年2月28日現在の総議決権個数48,332個に対する割合5.17%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2025年5月30日
信託の期間	2025年5月30日～2030年1月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月13日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である638円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2025年4月14日～2025年5月13日）の終値平均631円（円未満切捨て）からの乖離率が1.11%、直近3ヵ月間（2025年2月14日～2025年5月13日）の終値平均632円（円未満切捨て）からの乖離率が0.95%、あるいは直近6ヵ月間（2024年11月14日～2025年5月13日）の終値平均616円（円未満切捨て）からの乖離率が3.57%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会（3名にて構成。うち3名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上